

## 市県民税申告の受付が始まります

### ●受付期間

2月16日(金)～3月15日(金)、9時～16時

※土・日・祝日は除きます。

### ●受付期日の指定

申告会場の混雑緩和のため、居住地域(小学校区)ごとに受付期日を定めています。ご都合が合わない場合は、他の期日にご来場ください。(事は、他の期日にご来場ください。)

### ●前連絡不要

また、各受付期日の初日は混雑することが予想されます。指定の期日の2日目や3日目の来場にご協力ください。

※お住まいの地域がどの小学校区かは市ホームページでご確認ください。

ID 3591

居住地域 (小学校区)	受付期日
山口	2月19日(月)、20日(火)、21日(水)
吉木、阿志岐、山家	2月22日(木)、26日(月)、27日(火)
二日市	2月28日(水)、29日(木)
二日市北、天拝、水城西	3月1日(金)、4日(月)
二日市東	3月5日(火)、6日(水)、7日(木)、8日(金)
筑紫	3月11日(月)、12日(火)
原田、筑紫東	3月13日(水)、14日(木)

●申告会場 市役所5階506会議室

### ●市県民税の申告が必要な人

9ページに掲載のフローチャートで申告が必要かご確認ください。  
※確定申告については筑紫税務署(国税庁)のホームページをご確認ください。



▲国税庁ホームページ

### ●申告に必要なもの

- ① 本人確認書類(申告者本人のマイナンバーカード、または通知カードと運転免許証・健康保険証など)
  - ② 扶養している親族などのマイナンバーがわかるもの
  - ③ 収入、経費などがわかる書類(源泉徴収票など)
  - ④ 社会保険料(国民年金保険料を含む)、生命保険料、個人年金保険料、地震保険料などの支払証明書
  - ⑤ 医療費控除を受ける場合は、支払明細書(令和5年1月1日～令和5年12月31日の支払日付のもの)
- ※事前に集計してください。なお、

領収書の添付は不要ですが申告後5年間保管が必要です。

### ⑥ 雑損控除を受ける場合は、公的機関が発行する証明書(り災証明書など)、被害を受けた資産の明細、受け取った保険金などの書類

※雑損控除を受ける人は必ず事前に問い合わせください。

### ⑦ 寄附金税額控除を受ける場合は、寄附先が発行する証明書

※市県民税申告・確定申告をした場合、ワンストップ特例が適用されません。

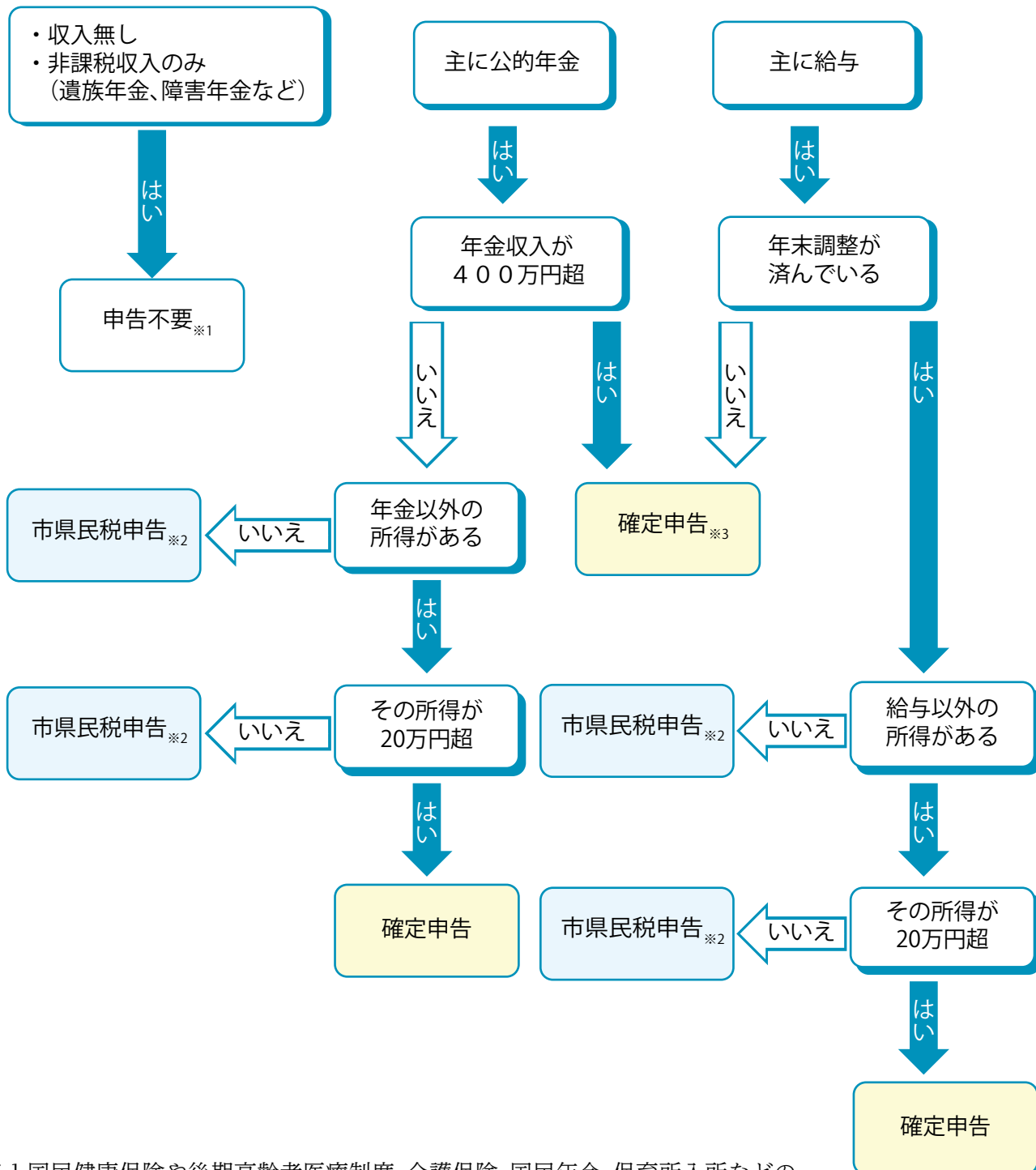
⑧ その他控除を受ける場合は、確認できる書類(障害者手帳、学生証など)

問 ID 2331  
税務課 市民税担当



# ～ 税の申告フローチャート ～

令和6年1月1日現在筑紫野市に住所がある人で



※1 国民健康保険や後期高齢者医療制度、介護保険、国民年金、保育所入所などの関係で申告が必要な場合があります。

※2 控除の追加が無い人は申告不要です。

また、所得税の還付を受けるためには確定申告が必要です。

※3 所得税がかからない場合は申告不要です。